日之影町農業委員会　第２７回総会

開催日時　：　令和５年１月２４日（火）　午後４時開会

開催場所　：　役場　町民ホール

出席委員　：　甲斐　幹男　　松本　貴美子　　穂積　ミサ子　　山本　英二

米田　正　　矢通　広信　　工藤　昭一　　桝田　隆盛

甲斐　直　　髙岡　光美　　中川　今朝久　　押方　徹

甲斐　秀人　　戸髙　和子

欠席委員　：　今村　浩二三　　一水　秀樹

議事日程　：　①　議案第９３号

「農地法第３条の規定による許可申請について」

②　議案第９４号

「農地法第３条の規定による許可申請について」

③　議案第９５号

「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」

④　議案第９６号

「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」

⑤　議案第９７号

「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 ３番　穂積　ミサ子　委員、４番　山本　英二　委員　にお願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第９３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案第９３号朗読・説明）
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をいたします。
担当委員	譲受人の〇〇さんは主に水稲やきんかんを作付けされています。 申請地の隣には〇〇さんの田があります。 昨年の台風で〇〇さんの農地が崩れ、〇〇さんの田にも被害があったようです。今後も迷惑をかけるかもしれないとうことで売買の話になったようです。〇〇さんには息子さんがおり、現在は会社を定年され再雇用という形で働いているようですが、農繁期には随時手伝いに来ているようです。今後は〇〇さんから長男の方に経営譲渡を考えているようです。 以上です。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 質疑はありませんか。 （質疑なしの声） これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第９３号「農地法第３条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第９３号は、申請のとおり許可することに決定しました。 次に、議案第９４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案第９４号朗読・説明）
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をいたします。
担当委員	現地については、事務局と１月１３日に確認しました。 譲渡人の〇〇さんは〇〇集落にお住まいの６５歳です。 譲受人の〇〇さんも同じく〇〇集落にお住まいで６５歳です。 場所は、〇〇集落内の〇〇さん宅の周辺になります。 今回、家庭の事情により〇〇さんへの贈与を行うことになったようです。

ご審議をお願いします。

議長　以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

議長　〇〇名義のものは全て〇〇さんに変えるのですか。

担当委員　そのようです。

委員　米を作っている田はあるのですか。

事務局　〇〇には米を作っていた跡がありました。〇〇も米が植えてあったと思われます。

他に質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第９４号「農地法第３条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第９４号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第９５号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局　（議案第９５号朗読・説明）

議長　以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をいたします。

担当委員　説明いたします。
現地については、事務局と１２月２０日に確認しました。
申請者の〇〇は７４歳で〇〇集落にお住まいです。
場所は〇〇の近くになり、６月総会時ご審議いただいた土地の周辺になります。申請地には栗を栽培していましたが、７４歳と高齢で今後農地としての管理が困難なため、今回の申請に至ったようです。

議長　以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員　自身の会社もまだ経営されているのですか。

担当委員　はい。主に奥さんがやっていたのですが、勾配がきついため管理することが困難になったようです。

他に質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第９５号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第９５号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第９６号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局　（議案第９６号朗読・説明）

議長　以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をいたします。

担当委員　説明いたします。
現地については、事務局と１２月２０日に確認しました。
申請者の〇〇さんは６９歳で〇〇集落にお住まいです。
場所は〇〇集落からさらに奥に入ったとこになります。申請地には柚子を栽培していましたが、猪等の食害がひどく、農地としての管理が困難なため、今回の申請に至ったようです。
ご審議お願いします。

議長　以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員　申請地の下には何か作付けされているのですか。

事務局　柚子が植えてあるようです。植林の際には、該当地より少し離して植林するのとことでした。

他に質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第９６号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第９６号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第９７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。

事務局　（議案第９７号朗読・説明）

議長　以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員　説明いたします。
現地については、事務局と１月６日に確認しました。
譲渡人の〇〇さんは８６歳で〇〇集落にお住まいです。
譲受人の〇〇さんは３８歳で〇〇集落にお住まいです。
場所は、〇〇小学校の国道挟んで下になります。
現在、〇〇の町営住宅に居住していますが、子供の成長により手狭になったため申請者の実家付近の申請地に住宅の建築を計画したようです。
ご審議をお願いします。

議長　以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

議長　土地代は。

担当委員　１３０万円です。

他に質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第９７号「農地法第５条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第９７号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長　以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。
第２７回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした
ありがとうございました。